



三重県公報

平成31年2月1日(金)

第 3079 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
50	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
51	同伴	(同)	2
52	都市計画の変更及びその図書の縦覧	(都 市 政 策 課)	2
53	証紙の販売所の新設の承認	(出 納 局)	3
54	証紙の販売所を廃止した旨の届出	(同)	3
55	政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する告示	(同)	3
56	三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示	(同)	3
選 管 告 示			
1	三重県議会議員選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示	(選挙管理委員会)	4
2	三重県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数	(同)	6
3	三重県知事選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送局	(同)	6
4	公職選挙法第161条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設を変更した旨の報告	(同)	6
5	公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示	(同)	6
6	不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示	(同)	7
7	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(同)	7
8	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	8
9	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	8
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	9
	農用地利用配分計画の認可申請があった旨及びその縦覧	(担い手支援課)	9
	皆伐面積の限度の公表	(治山林道課)	11
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	12
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	12
選 管 公 告			
	三重県知事選挙における立候補予定者に対する説明会の開催	(選挙管理委員会)	13
	三重県議会議員選挙における立候補予定者に対する説明会の開催	(同)	13
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(みどり共生推進課)	13

告 示

三重県告示第 50 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊賀市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン伊賀上野
伊賀市四十九町字堂山 1850 番ほか
- 2 伊賀市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 31 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 51 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により菰野町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン菰野
三重郡菰野町大字宿野字神明田 357 番地
- 2 菰野町から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成 31 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 52 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
名張都市計画道路
3・4・1 号国道 165 号線
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

三重県告示第 53 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から申請のあった販売所の新設について、次のとおり承認しました。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	新 設 す る 販 売 所		新設年月日
	名 称	所 在 地	
三重南紀農業協同組合	御浜支店	南牟婁郡御浜町大字阿田和 4694 番地の 4	平成 31 年 3 月 1 日

三重県告示第 54 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所を次のとおり廃止した旨の届出がありました。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	廃 止 し た 販 売 所		廃止年月日
	名 称	所 在 地	
三重南紀農業協同組合	紀宝支店相野谷店	南牟婁郡紀宝町大里 1568	平成 30 年 9 月 30 日

三重県告示第55号

政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

政府調達に関する苦情の処理手続の一部を改正する告示

政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 趣旨</p> <p>この処理手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける県及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う調達（以下「調達」という。）に係る苦情の処理手続について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2～10 （略）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>この処理手続は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける県が行う調達（以下「調達」という。）に係る苦情の処理手続について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2～10 （略）</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第56号

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示
 三重県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 8 年三重県告示第 210 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第 1 条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、<u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定</u>その他の国際約束（次条において「協定等」という。）の適用を受ける県の機関<u>及び県が単独で設立する地方独立行政法人</u>が行う調達（次条において「調達」という。）に関する苦情について、公平かつ独立した立場から検討を行うため、三重県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p>5 <u>委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</u></p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p>(3) <u>委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第 1 条 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 1 条に規定する 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書その他の国際約束（次条において「協定等」という。）の適用を受ける県が行う調達（次条において「調達」という。）に関する苦情について、公平かつ独立した立場から検討を行うため、三重県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>（組織）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 1 号

三重県議会議員選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示を次のように定めます。
 平成 31 年 2 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

三重県議会議員選挙に係る三重県選挙管理委員会地方書記室の分掌事務に関する告示
 （趣旨）

第 1 条 この告示は、平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県議会議員選挙に係る地方書記室（三重県選挙管理委

員会規程（昭和 44 年三重県選挙管理委員会告示第 28 号）第 15 条第 1 項に規定する地方書記室をいう。）の分掌事務を定めるものとする。

（所管区域）

第 2 条 前条の三重県議会議員選挙に係る地方書記室の所管区域は、次のとおりとする。

地方書記室	所管区域
三重県選挙管理委員会桑名地方書記室	三重県議会議員選挙桑名市・桑名郡選挙区 三重県議会議員選挙いなべ市・員弁郡選挙区
三重県選挙管理委員会四日市地方書記室	三重県議会議員選挙四日市市選挙区 三重県議会議員選挙三重郡選挙区
三重県選挙管理委員会鈴鹿地方書記室	三重県議会議員選挙鈴鹿市選挙区 三重県議会議員選挙亀山市選挙区
三重県選挙管理委員会津地方書記室	三重県議会議員選挙津市選挙区
三重県選挙管理委員会松阪地方書記室	三重県議会議員選挙松阪市選挙区 三重県議会議員選挙多気郡選挙区
三重県選挙管理委員会伊勢地方書記室	三重県議会議員選挙伊勢市選挙区 三重県議会議員選挙鳥羽市選挙区 三重県議会議員選挙志摩市選挙区 三重県議会議員選挙度会郡選挙区
三重県選挙管理委員会伊賀地方書記室	三重県議会議員選挙名張市選挙区 三重県議会議員選挙伊賀市選挙区
三重県選挙管理委員会尾鷲地方書記室	三重県議会議員選挙尾鷲市・北牟婁郡選挙区
三重県選挙管理委員会熊野地方書記室	三重県議会議員選挙熊野市・南牟婁郡選挙区

（物件の交付）

第 3 条 三重県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）の事務のうち、次に掲げる事務は、地方書記室において行う。

- (1) 公職選挙事務執行規程（平成 7 年三重県選挙管理委員会告示第 5 号。以下「事務執行規程」という。）第 47 条の規定による自動車又は船舶及び拡声機の表示の交付
- (2) 事務執行規程第 48 条の規定による乗車又は乗船用腕章の交付
- (3) 事務執行規程第 67 条の規定による街頭演説用標旗の交付
- (4) 事務執行規程第 68 条の規定による街頭演説用腕章の交付

（届出の受理）

第 4 条 県委員会への届出のうち、次に掲げる届出の受理は、地方書記室において行う。

- (1) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 76 条において準用する法第 62 条第 1 項の規定による選挙立会人の届出
- (2) 法第 130 条第 2 項の規定による選挙事務所の設置又は異動の届出
- (3) 法第 142 条第 1 項第 4 号の規定による選挙運動のために使用するビラの届出
- (4) 法第 180 条第 3 項、第 182 条第 1 項又は第 183 条第 3 項の規定による出納責任者等の選任等に関する届出
- (5) 法第 197 条の 2 第 5 項の規定による報酬の支給を受けることができる者の届出

（公費負担に関する届出の受理及び確認等）

第 5 条 県委員会の事務のうち、次に掲げる届出の受理及び確認は、地方書記室において行う。

- (1) 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 6 年三重県条例第 2 号。以下「公営条例」という。）第 3 条の規定による選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成に関する契約締結の届出
- (2) 公営条例第 4 条第 1 項第 2 号ロの規定による選挙運動用自動車燃料代、公営条例第 5 条の規定によるビラの作成枚数及び公営条例第 6 条の規定によるポスターの作成枚数の確認
- (3) 三重県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成 10 年三重県条例第 47 号）第 3 条第 1 項に規定する選挙公報掲載の申請

（当選証書の付与等）

第 6 条 県委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、地方書記室において行う。

- (1) 法第 105 条の規定による当選証書の付与
- (2) 法第 189 条第 1 項の規定による選挙運動に関する収入及び支出に関する報告書の受理

(選挙長の事務の補助)

第7条 選挙長の事務の補助は、地方書記室において行う。

附 則

- 1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この告示は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。

三重県選挙管理委員会告示第2号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定めます。

平成31年2月1日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政見放送を行うことができる基幹放送事業者の名称		回数
テレビジョン放送	三重テレビ放送株式会社	3
ラジオ放送	株式会社CBCラジオ	1

三重県選挙管理委員会告示第3号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定に基づき、平成31年4月7日執行予定の三重県知事選挙において候補者が手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者を次のとおり定めます。

平成31年2月1日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

日本放送協会及び三重テレビ放送株式会社

三重県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の施設の指定を取り消した旨及び同号の施設に変更があった旨、関係選挙管理委員会から報告がありました。

平成31年2月1日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 取消

選挙管理委員会名	施設名	所在地	取消年月日
熊野市選挙管理委員会	熊野市紀和コミュニティセンター	熊野市紀和町板屋82番地	平成31年1月10日

2 変更

選挙管理委員会名	施設名	所在地	変更年月日
鈴鹿市選挙管理委員会	鈴鹿市合川コミュニティセンター	(変更前) 鈴鹿市長法寺町356番地の1 (変更後) 鈴鹿市長法寺町1776番地	平成25年12月27日

三重県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成31年2月1日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設の一部を改正する告示
公職選挙法の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会のできる施設（平成13年三重県選挙管理委員会告示第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
市町村名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)	市町村名 (略)	施設 (略)	所在地 (略)
鈴鹿市	鈴鹿市合川コ コミュニティセ ンター	<u>鈴鹿市長法寺町 1776番地</u>	鈴鹿市	鈴鹿市合川コ コミュニティセ ンター	<u>鈴鹿市長法寺町 356番地の1</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊野市	粉所集会所	熊野市育生町粉 所307番地の1	熊野市	粉所集会所	熊野市育生町粉 所307番地の1
(略)	(略)	(略)	<u>熊野市</u>	<u>熊野市紀和コ コミュニティセ ンター</u>	<u>熊野市紀和町板 屋82番地</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 6 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定（昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
老人ホーム (略)	(略)	老人ホーム (略)	(略)
伊賀市平野蔵垣内1-3	介護付有料老人ホーム ハーモニーハウス伊賀 上野	伊賀市平野蔵垣内1-3	介護付有料老人ホーム ハーモニーハウス伊賀 上野
<u>伊賀市小田町346番地 の1</u>	<u>特別養護老人ホーム伊 賀の街</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
奥 裕 康 之 後 援 会	北 地 義 和	畑 中 雅 夫	南牟婁郡紀宝町鶴殿 2191-4	平成 30 年 12 月 28 日	
川 崎 泰 弘 後 援 会	川 崎 隆 弘	川 崎 智 子	三重郡朝日町縄生 666	平成 30 年 12 月 27 日	

志村かずひろ後援会	志村和浩	志村さくら	多気郡多気町丹生 1735	平成 30 年 7 月 2 日	
田牧正義後援会	田牧正義	田牧正義	多気郡多気町片野 1046	平成 30 年 6 月 20 日	
中谷ひでき後援会	中谷英樹	石田幸治	多気郡明和町大字佐田 464-1	平成 30 年 7 月 2 日	
日本母親連盟三重支部	木下亜紀	岩沙理絵	津市江戸橋一丁目 126-1	平成 30 年 12 月 21 日	
2 届出事項の異動					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日 備考
小林たかとら後援会	杉田真一	代表者	杉田真一	日野昭	平成 30 年 12 月 27 日
中嶋としき後援会	中嶋年規	会計責任者	中岡秀夫	中嶋庄嗣	平成 30 年 12 月 26 日
はしもとちあき後援会	橋本千晶	政治団体の名称	はしもとちあき後援会	ちあーずくらぶ	平成 30 年 12 月 28 日
		会計責任者	橋本請治	古川正勝	
松阪地区医師連盟	小林昭彦	代表者	小林昭彦	野呂純一	平成 30 年 6 月 21 日
三重県医師連盟	松本純一	代表者	松本純一	青木重孝	平成 30 年 11 月 17 日
		会計責任者	二井栄	松本純一	平成 30 年 11 月 29 日
森岡ただお後援会	長島洋	主たる事務所	熊野市井戸町 375-6	熊野市井戸町 374-9	平成 30 年 3 月 1 日
		の所在地			
三重県LPガス政治連盟	藤岡傳	会計責任者	寺本勝治	豊田健司	平成 29 年 5 月 23 日

三重県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 2 月 1 日

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
黒木騎代春後援会	奥野忠	平成 30 年 12 月 31 日	
多湖かつのり後援会	多湖克典	平成 30 年 12 月 31 日	
前田桂之助後援会	松田豊	平成 29 年 5 月 16 日	
松本敏明後援会	松本敏明	平成 30 年 6 月 26 日	

三重県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高木久代

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日
 をした者の氏名
 松本敏明 松本敏明後援会 平成30年6月26日

公 告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

平成31年2月1日
三重県知事 鈴木英敬

- 1 調査を行った者の名称
木曾岬町
- 2 調査を行った期間
平成29年7月から平成30年11月まで
- 3 成果の名称
木曾岬町（近江島地区の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
木曾岬町近江島地内
- 5 認証年月日
平成31年1月21日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成31年2月1日
三重県知事 鈴木英敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
新保 昭則	桑名市	桑名市多度町御衣野字天ノ子 4122
有限会社 種村牧場	いなべ市	いなべ市藤原町本郷字田尻 2824-1 ほか2筆
田中 芳孝	鈴鹿市	鈴鹿市甲斐町耕田 316
株式会社 稲生営農サービス	鈴鹿市	鈴鹿市野町南土場 428 ほか8筆
樋口 完	鈴鹿市	鈴鹿市野村町起 569-1 ほか2筆
株式会社 瑞穂の国川出農園	鈴鹿市	鈴鹿市東玉垣町下清水 2870 ほか4筆
株式会社 ふぁーむまつおか	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字千草字下岡 7481 ほか15筆
黒田 清和	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字小島字一本松 4606
谷 慎介	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字菰野字藤之木 9483 ほか19筆
石川 雅人	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字永井字勝部 3632 ほか6筆
芝田 篤	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字永井字東浦 3706 ほか4筆
千種 敏治	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字竹成字翁 4337 ほか16筆

高田 幸司	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字福村字北垣内 374 ほか 17 筆
萩 久和	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字下村字川原 303-1 ほか 1 筆
萩 寛文	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字下村字川原 232 ほか 2 筆
筒井 慶次	三重郡菰野町	三重郡菰野町大字榊字榊 1029
佐藤 賢二	三重郡朝日町	三重郡朝日町柿字東廻り 28-1
有限会社 イケダグリーン	津市	津市白山町中ノ村大谷 661 ほか 1 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市	津市白山町南家城大坪 2683
山岸 泰平	津市	津市白山町古市東沖 214-1
中村 高之	津市	津市白山町二本木くずれ 4924 ほか 2 筆
株式会社 林営農センター	津市	津市殿村室部 1738
有限会社 玉善	松阪市	松阪市美濃田町字上免 157 ほか 19 筆
西井 主	松阪市	松阪市嬉野須賀町字立原 1721-1 ほか 2 筆
高瀬 和美	松阪市	松阪市甚目町字頓田 151-1 ほか 1 筆
株式会社 十八共生会	松阪市	松阪市中ノ庄町字東浦 383 ほか 3 筆
農事組合法人 笠松営農組合	松阪市	松阪市笠松町字塚 389-5 ほか 2 筆
株式会社 ドイファーム	松阪市	松阪市嬉野下之庄町字川原 2132-1
農事組合法人 元丈の里営農組合	多気郡多気町	多気郡多気町波多瀬浜井場 1450 ほか 3 筆
農事組合法人 あぐりパワーにた	多気郡多気町	多気郡多気町仁田ニシク 184-1 ほか 78 筆
中井 法夫	多気郡多気町	多気郡多気町平谷寺前 1411 ほか 26 筆
株式会社 小林農産	多気郡明和町	多気郡明和町大字養村千原 1130-3 ほか 4 筆
田中 藤生	度会郡大紀町	度会郡大紀町大内山字米ヶ谷新田 6507- 1 ほか 65 筆
九鬼ファーム 株式会社	度会郡大紀町	度会郡大紀町崎字沖田 5141 ほか 21 筆
嶋津 秀周	伊賀市	伊賀市上友生上垣内 2319 ほか 1 筆
農事組合法人 生玉ファーム	伊賀市	伊賀市西湯舟荒堀 3712-1 ほか 1 筆
株式会社 ヒラキファーム	伊賀市	伊賀市古郡北川 1131 ほか 28 筆
農事組合法人 ケイ・アイ・ファーム	伊賀市	伊賀市才良古崎 1805 ほか 28 筆
合同会社 みなみ農園	伊賀市	伊賀市上神戸庄田 4839 ほか 40 筆
宮本 悦文	伊賀市	伊賀市古郡友田 1205 ほか 8 筆
中森 年秋	伊賀市	伊賀市上林原ノ前 2319 ほか 11 筆
東 宣夫	伊賀市	伊賀市上神戸中出 5914 ほか 25 筆
森崎 幹生	伊賀市	伊賀市下神戸三石代 3973 ほか 57 筆
半田 敏明	伊賀市	伊賀市上神戸半田 844 ほか 4 筆
富田 英作	伊賀市	伊賀市中友生大沢 2159
農事組合法人 下友生ファーム	伊賀市	伊賀市下友生穴ヶ谷 3329 ほか 2 筆
農事組合法人 市部営農組合	伊賀市	伊賀市伊那具山神谷 3383 ほか 5 筆
寺嶋 竜二	伊賀市	伊賀市白樫乳母谷 5419-3 ほか 2 筆
農事組合法人 三重伊賀里山整備活 用組合	名張市	名張市井手 1016 ほか 47 筆
武田 修司	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町上市木越ノ谷 3620 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成31年2月1日から同月14日まで

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成31年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表します。

平成31年2月1日

三重県知事 鈴木英敬

指定施業要件を定めるについて同一の単位とされている保安林又はその集団の名称	保安林指定の目的	皆伐面積の限度 ha
員弁川	水源のかん養	692.53
	土砂の流出の防備	1100.30
四日市地区	水源のかん養	12.51
	土砂の流出の防備	955.28
	土砂の崩壊の防備	0.48
鈴鹿川	水源のかん養	336.88
	土砂の流出の防備	1117.69
北勢	公衆の保健	1154.08
安濃川	水源のかん養	438.47
	土砂の流出の防備	109.04
雲出川	水源のかん養	1144.29
	土砂の流出の防備	686.03
津地方	公衆の保健	243.45
櫛田川	水源のかん養	2887.23
	土砂の流出の防備	1037.44
宮川上流	水源のかん養	4478.57
	土砂の流出の防備	684.99
松阪地方	公衆の保健	472.32
宮川下流	水源のかん養	2159.65
	土砂の流出の防備	498.40
志摩地区	水源のかん養	267.28
	土砂の流出の防備	290.30
五ヶ所地区	水源のかん養	12.98
	土砂の流出の防備	94.16
吉津地区	水源のかん養	991.39
	土砂の流出の防備	371.98
	干害の防備	6.40
伊勢市二見町今一色ほか	風害の防備	2.88
鳥羽市浦村町字麻倉島ほか	風害の防備	0.72
志摩市志摩町片田字大里ほか	風害の防備	1.44
南勢志摩	公衆の保健	111.60
伊賀地区	水源のかん養	693.99
	土砂の流出の防備	1022.63
伊賀	公衆の保健	369.99

尾鷲地区	水源のかん養	3157.74
	土砂の流出の防備	1364.44
紀北	公衆の保健	92.08
木本地区	水源のかん養	225.20
	土砂の流出の防備	79.52
熊野川	水源のかん養	695.00
	土砂の流出の防備	635.42
紀南	公衆の保健	4.73

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 30 年 12 月 17 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業地域
いなべ市藤原町山口

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 31 年 1 月 16 日	松阪市嬉野下之庄町字若宮 1028-1	松阪市下村町 869-5 エテルネール 505 藤岡 拓 真 藤岡 成 美
平成 31 年 1 月 17 日	伊勢市小俣町相合 1277 ほか 1 筆	伊勢市村松町 1375-8 有限会社タカト住宅 代表取締役 玉 分 峰 幸
平成 31 年 1 月 17 日	多気郡明和町大字行部字東浦 285-3 ほか 3 筆	多気郡明和町大字馬之上 945 明和町 明和町長 世古口 哲 哉
平成 31 年 1 月 17 日	松阪市下村町字足太 10 ほか 7 筆及び字東牛込 19-5 の一部ほか 11 筆ほか並びに上川町字坂名瀬 1567-2 の一部ほか 5 筆ほか	松阪市日野町 563-2 稲葉不動産 代表者 稲 葉 米
平成 31 年 1 月 18 日	三重郡菰野町大字菰野字神田 3024-1	三重郡朝日町大字縄生 2202-95 株式会社ほしかん 代表取締役 星 野 嘉 寛
平成 31 年 1 月 21 日	伊賀市佐那具町字備後坂 1606-2 の一部ほか 1 筆 【第 2-2 工区】	伊賀市佐那具町 1626 株式会社ミヤケ 代表取締役社長 福 井 一 仁
平成 31 年 1 月 21 日	名張市南町 835-1 ほか 2 筆	名張市桔梗が丘西 3 番町 1 街区 29 株式会社ユウキホーム 代表取締役 森 孝 司
平成 31 年 1 月 22 日	いなべ市員弁町東一色字一色浦 840-3 ほか 3 筆	桑名市筒尾 5 丁目 13-5W i n g 21H102 蛭 薙 貴 志
平成 31 年 1 月 23 日	多気郡明和町大字佐田字野塚 924-95 及び大字齋宮字法正寺 1831-23	津市河芸町中別保 1656 社会福祉法人豊津児童福祉会 理事長 森 本 敏 子

選 管 公 告

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県知事選挙における立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 1 日時 平成 31 年 2 月 27 日 午後 2 時
- 2 場所 津市広明町 13 番地 三重県庁講堂

平成 31 年 4 月 7 日執行予定の三重県議会議員選挙における立候補予定者に対する説明会を次のとおり開催します。

平成 31 年 2 月 1 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 1 日時 平成 31 年 3 月 5 日 午前 10 時
- 2 場所

選挙区	場 所
桑名市・桑名郡選挙区及びいなべ市・員弁郡選挙区	桑名市中央町 5 丁目 71 番地 三重県桑名庁舎 3 階第 1 会議室
四日市市選挙区及び三重郡選挙区	四日市市新正 4 丁目 21 番 5 号 三重県四日市庁舎 6 階大会議室
鈴鹿市選挙区及び亀山市選挙区	鈴鹿市西条 5 丁目 117 番地 三重県鈴鹿庁舎 4 階第 46 会議室
津市選挙区	津市桜橋 3 丁目 446 番地 34 三重県津庁舎 6 階大会議室
松阪市選挙区及び多気郡選挙区	松阪市高町 138 番地 三重県松阪庁舎 6 階大会議室
伊勢市選挙区、鳥羽市選挙区、志摩市選挙区及び度会郡選挙区	伊勢市勢田町 628 番地 2 三重県伊勢庁舎 4 階 402 会議室
名張市選挙区及び伊賀市選挙区	伊賀市四十九町 2802 番地 三重県伊賀庁舎 3 階中会議室
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市坂場西町 1 番 1 号 三重県尾鷲庁舎 5 階大会議室
熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市井戸町 371 番地 三重県熊野庁舎 1 階 101 会議室

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 31 年 2 月 1 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
平成 31～35 年度 みえ森づくりサポートセンター運営業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
平成 31 年 4 月 1 日（月）から平成 36 年 3 月 29 日（金）までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県林業研究所交流館
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、5(3)に掲げる所属に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により入札に参加する場合の調達システム利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

(5) 調達システムの入札書画面では、入札価格は税抜と表示されていますが、本入札では税込価格で入力してください。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請等を平成31年2月18日（月）16時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)に掲げる所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 入札事務担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 西崎

電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521

(2) 契約事務担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部みどり共生推進課みどり推進班 担当 高嶋

電話 059-224-2513 ファクシミリ 059-224-2070

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

- (4) 本入札で配布する資料
以下の資料を本公告日から平成31年3月15日（金）15時まで調達システムにより提供します。
- ア 調達説明書
 - イ 仕様書
 - ウ 提案書記入要領
 - エ 落札候補者決定基準
 - オ 契約書（案）
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成31年2月28日（木）17時まで通知します。
- (6) 技術提案書等の提出日時及び提出方法等
- ア 提出期間 平成31年3月1日（金）8時30分から同月8日（金）16時まで
 - イ 場所 (2)に掲げる所属
 - ウ 提出方法
調達説明書に掲げる技術提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。
ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(2)に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。
また、郵送とする場合は封筒等の外側に「みえ森づくりサポートセンター運營業務委託提案書等在中」と記載してください。
- (7) 技術提案書の作成について
- ア 「提案書記入要領」に基づき作成してください。
 - イ 提出部数は、9部（正本1部 複本8部）とします。
 - ウ 原稿サイズはA4を基本（図表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用により頁数は概ね40頁までとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。
 - エ 目次、ページ及びインデックスを付けてください。
 - オ 製本の編綴順序は、評価基準表の評価項目順序のとおり編綴してください。
 - カ 提出された技術提案書の返却は、一切行いません。
 - キ いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
 - ク その他必要な事項は、「提案書記入要領」によることとします。
- (8) 技術提案書聴取会の実施
- ア 技術提案書の内容について、技術提案書の聴取会を行いますので、本案件担当予定者は必ず出席してください。
 - イ 日時 平成31年3月14日（木）予定
詳細 具体的な日時及び場所は後日連絡します。
なお、提案者が多数の場合は日程及び時間を変更する場合があります。
 - ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。
 - エ 出席者は、本案件担当予定者を含め3名以内とします。
- (9) 入札書提出の日時及び場所
- ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成31年3月15日（金）15時まで
入札と合わせて提出が必要となる調達説明書の様式1「入札金額内訳書」は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。
 - イ 書面による入札の場合は、入札書と調達説明書の様式1「入札金額内訳書」を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成31年3月15日（金）15時まで
なお、入札書は平成31年3月6日（水）から同月15日（金）15時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班
案件名 みえ森づくりサポートセンター運營業務委託入札書在中

(10) 開札の日時及び場所

日時 平成 31 年 3 月 15 日 (金) 15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県農林水産部農林水産財務課

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、開催日前日の 15 時までに(1)に掲げる所属へ連絡をしてください。

(11) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

本入札においては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税を含む。）をもって契約金額とします。入札価格は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額（消費税及び地方消費税を含みます。）としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たすものとします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 5(1)に掲げる所属へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、「入札情報サービス」の「入札予定（公告）」詳細情報で行います。

質疑提出締切日時 平成 31 年 2 月 7 日 (木) 15 時まで

結果回答 平成 31 年 2 月 12 日 (火) 17 時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、ます。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、調達説明書によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Outsourcing of management of support center for forest environmental education and forest conservation volunteer

(2) Submission of Proposal :

Paper proposal submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, 8:30 A.M. on Friday, March 1, 2019 and 4:00 P.M. on Friday, March 8, 2019.

(3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, March 15, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, March 6, 2019 and 3:00 P.M. on Friday, March 15, 2019.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, March 15, 2019.

(4) Managing Authority :

Environmental Awareness Promotion Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2513

落札者決定基準の概要

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格等の評価に提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価については、提案書評価表に基づき提案内容の評価し、「技術評価点」を与えます。

(3) 合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

「入札価格」が低いものを落札候補者とします。「入札価格」が同じ場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

2 入札価格の評価

価格評価点は、以下の計算式によります。

$$\text{価格評価点} = (a \times \text{技術評価点の満点}) \times \{1 - (\text{入札金額} \div \text{評価基準額})\}$$

a = 0.33333 (「3分の1」の小数点6位以下切り捨て)

技術評価点の満点 = 210点

※ 入札金額および評価基準額には、消費税及び地方消費税を含みます。

※ 評価値は小数点17位以下切り捨てとします。

3 提案内容の評価

技術評価点については、満点を210点とし、「技術提案書の記述内容及び評価の考え方」の「項目」ごとに「評価軸」欄に記載の考え方に従い採点します。

それぞれの点数を合算して技術評価点とします。

なお、「技術提案書提案書記述内容」のいずれか一つでも提案書に記述がない場合には、全ての技術評価点の評価をしません。

提案書の記述内容及び評価の考え方

目次		配点	記述内容	評価軸 (主な評価の視点など)
1.	事業実施全般			
1.1	本事業に対する基本方針	25	・本事業に望む目的や課題を明確に把握し、その目的の実現に向けた基本方針を記述すること。	・仕様書に関する認識誤りなどないか。 ・業務に対し、積極的な対応が期待できるか。 ・「みえ森と緑の県民税」評価委員会の答申や「三重の森林づくり基本計画」を把握し、本県の課題について理解しているか。
1.2	提案者企業情報		・業務概要及び実績等を明確に示すこと。	・業務を行う上で十分な実績等を有しているか。 ・類似の業務を行っている事業者については、現在の課題を把握し、改善に向けた提案ができるか。
2.	運営に関すること			
2.1	職員配置	30	・職員の体制について記述すること。 ・新たな職員の採用を行う場合は、採用に当たっての考え方について記述すること。	・仕様書を理解し、十分な人員配置を想定しているか。 ・新たな職員採用について、考え方が明記されているか。 ・職員の各種手当について明記されているか。
2.2	運営		・運営に当たって必要となる取組について記述すること。	・事業を運営するにあたって、必要な事項を理解しているか。
2.3	年間事業計画(案)		・運営に当たっての年間事業計画(案)について記述すること。	・仕様書の要求事項が記載されているか。
3.	森林環境教育・木育の支援に関すること			
3.1	指導者の養成	115	・地域講座の開催・運営方針を具体的に示すこと。 ・スキルアップ講座の開催・運営方針を具体的に示すこと。	・指導者養成の意義を理解しているか。 ・スキルアップの意義を理解しているか。
3.2	学校教育関係者対象の研修		・研修方針について具体的に示すこと。	・学校教育関係者対象の研修の意義を理解しているか。
3.3	森の学校の開催		・森の学校の開催方針について具体的に示すこと。	・森の学校開催の意義を理解しているか。 ・参加者に森の学校の意義を理解してもらう方法について記載されているか。
3.4	指導者の登録と		・森のせんせいのネットワーク構築	・森のせんせいの仕組みを理解して

	指導者のネットワークの構築		<ul style="list-style-type: none"> ・ について、方針を具体的に示すこと。 ・ 森のせんせいのレベルに応じたカテゴリ分けの方法について具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いるか。 ・ 森のせんせいへの情報共有について、具体的に記載されているか。
3.5	森林環境教育・木育活動のコーディネート		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町、教育委員会、学校、保育所等における森林環境教育・木育のコーディネートについて、フロー図等により具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サポートセンターで行う内容と森のせんせい、学校等の関係性が整理できているか。 ・ コーディネートの方法について、具体的に記載されているか。
3.6	出前授業の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、保育所等への出前授業の実施にあたって、取組方針を具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や市町における森林環境教育や木育の取組を理解しているか。 ・ プログラム内容について、具体的に記載されているか。
3.7	「森の写真教室」および「みえの森フォトコンテスト」の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森の写真教室開催や森のフォトコンテストについて、取組方針を具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森の写真教室開催や森のフォトコンテストの意義を理解しているか。
3.8	活動事例集の作成		<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動事例集の作成にあたって、記載内容を具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が事例集を理解し、実践できる内容となっているか。 ・ 記載する項目や内容について、具体的に記載されているか。
3.9	イベントへの参加		<ul style="list-style-type: none"> ・ イベント参加について、参加予定のイベント等について具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加するイベントが具体的に記載されているか。 ・ 来場者に対し、森林や林業への理解を深めるための効果的な普及・啓発の取組について具体的に記載されているか。
3.10	相談対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応の方針について具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の立場に立った内容になっているか。
3.11	関係団体等とのネットワーク構築		<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体等とのネットワーク構築について、方針を具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携が想定される関係団体等の活動を理解しているか。 ・ 関係団体との情報共有について、具体的に記載されているか。
4.	森づくり活動の支援に関すること			
4.1	県民参加の植樹祭	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民参加の植樹祭の方針について、具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民参加の植樹祭の意義を理解しているか。
4.2	相談対応		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森づくり活動団体を支援するための方針について、具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森づくり活動団体が有する課題について理解しているか。 ・ 森づくり活動団体の立場に立った内容になっていること。
5.	運営に関する共通事項			
5.1	資器材、木育用遊具等の貸出	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出の手続きや貸出対象について、具体的に示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の立場に立った内容になっているか。 ・ 貸出手続きの簡素化や、貸出者を増やす取組について記載されているか。
5.2	広報		<ul style="list-style-type: none"> ・ サポートセンターの広報の方針について、具体的に示すこと。(パンフレット、森づくりニュース、ホームページ、SNS) ・ 使用するSNSごとに、発信する対象と情報を示すこと。 ・ ホームページのデザイン案を示すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の立場に立った内容になっているか。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
